

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は介護サービス提供体制整備促進事業費補助金の交付に関し、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及び介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施状況の報告

市町の長は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第1項に規定する市町村計画に基づく介護サービス提供体制整備促進事業の実施状況等について、毎年4月30日までに別記様式第1号により知事に報告するものとする。

第3 実施の要件

1 要綱第1に規定する知事が別に定める要件は、次に定めるところによる。

- (1) 施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で要綱別表1に規定する地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設を整備する土地所有者（オーナー）であること。
- (2) 土地所有者（オーナー）が、事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、施設等運営法人を選定していること。
- (3) 施設等運営法人は、経営が安定的・継続的に行われるよう、以下に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 貸与を受ける建物について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
 - イ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - ウ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

2 要綱別表1の事業の内容の欄に規定する知事が別に定める要件は、次に定めるところによる。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業のうち、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業については、介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、静岡県計画及び市町計画に定める介護施設等を1施設創設することを条件に、要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業であって、次に定めるところによる。
 - ア 創設する介護施設等は次に定めるものとする。なお、助成を受けているかは問わないこと。
 - (イ) 大規模特別養護老人ホーム
 - (ロ) 地域密着型特別養護老人ホーム
 - (ハ) 大規模介護老人保健施設
 - (ニ) 小規模介護老人保健施設
 - (ヒ) 大規模介護医療院
 - (フ) 小規模介護医療院
 - (ヘ) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第2号に規定する軽費老人ホームB型以外の施設であって、指定特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行う大規模軽費老人ホーム
 - (ホ) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型及び

同条第2号に規定する軽費老人ホームB型以外の施設であって、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行う小規模軽費老人ホーム

- (㌘) 認知症高齢者グループホーム
- (㌙) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (㌚) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (㌛) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (㌜) 大規模介護付きホーム
- (㌝) 小規模介護付きホーム

イ 創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されないこと。

ウ 介護施設等の創設と要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、静岡県計画及び市町計画に沿った介護施設等の創設と要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めること。

エ 介護施設等の創設と要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工すること。

- (2) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業のうち、特別養護老人ホーム（多床室に係る部分に限る。）をプライバシーの保護のため改修する事業については、居住環境の質を向上させるための改修であって、次に定めるところによる。

ア 各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されること。

イ 建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められないこと。

ウ 天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

- (3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業のうち、介護施設等における看取り環境の整備に係る事業については、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備であって、次に定めるところによる。

ア 整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保すること。

イ 整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とすること。

- (4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業のうち、ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業については、要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設等のうち、ユニット型である施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業であること。

- (5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業のうち、従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業については、要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設等のうち、従来型個室、多床室である施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業であること。

- (6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業のうち、家族面会室の整備等に係る事業については、要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置のほか、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入り口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業であること。

- (7) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業のうち、多床室の個室化に要する改修に係る事業については、要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修を行う事業であること。なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。
- (8) 介護職員の宿舎施設整備事業については、要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設等の事業者が行う当該施設等に勤務する職員の宿舎の整備であって、次に定めるところによる。
- ア 施設等の定員規模及び当該施設等に勤務する職員の職種については問わないこと。
- イ 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わないこと。
- ウ 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事業を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- エ 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されないこと。
- オ 入居者については、要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設等に勤務する職員でなければならないこと。ただし、当該施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や要綱別表1の対象施設の欄に規定する施設等以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- カ 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とするが、この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸すること。
- 3 要綱別表1の対象施設の欄に規定する知事が別に定める要件は、次に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業
- ア 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所、小規模介護老人保健施設については、ユニット型を基本としつつ、地域の特別な事情を踏まえるものとする。
- イ 小規模養護老人ホームについては、地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホームであること。
- ウ 小規模軽費老人ホームについては、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第2号に規定する軽費老人ホームB型以外の施設であって、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うものであること。また、ユニット型を基本としつつ、地域の特別な事情を踏まえるものとする。
- エ 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、施設整備にあわせてスプリンクラー設備を整備するものであること。
- オ 施設内保育施設については、主として当該介護関連施設に雇用されている職員を対象とすること。なお、設備基準等については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号 雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」によるものとする。
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
- ア 大規模軽費老人ホームについては、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第2号に規定する軽費老人ホームB型以外の施設であって、指定

特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うものであること。

イ 小規模軽費老人ホームについては、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第2号に規定する軽費老人ホームB型以外の施設であって、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うものであること。

ウ 訪問看護事業所については、大規模化やサテライト型事業所の設置を行うものであること。

エ 施設内保育施設については、主として当該介護関連施設に雇用されている職員を対象とすること。なお、設備基準等については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号 雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」によるものとする。

オ 転換する有料老人ホームについては、居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限ること。

カ 転換するサービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅に限ること。

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 転換する有料老人ホームについては、居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限ること。

イ 転換するサービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅に限ること。

(4) 介護職員の宿舎施設整備事業

ア 大規模軽費老人ホームについては、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第2号に規定する軽費老人ホームB型以外の施設であって、指定特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うものであること。

イ 小規模軽費老人ホームについては、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第2号に規定する軽費老人ホームB型以外の施設であって、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うものであること。

4 要綱別表2の項中、補助対象経費の欄に規定する知事が別に定める要件は、次に定めるところによる。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業を除く。）については、施設の開設前における経費であること。なお、当該経費のうち職員の人件費については、施設の開設前6か月間における経費であること。また、次の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

ア 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。

イ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模

半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、県がこれと同程度と認める場合であること。

ウ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に係る事業に限る。）については、次に定めるところによる。なお、大規模修繕については、助成を受けているかは問わないこと。

ア 補助対象経費については、国の地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について（令和４年６月１７日老高発 0617第２号）の別紙１「介護ロボット導入支援事業実施要綱」、別紙２「ＩＣＴ導入支援事業実施要綱」（以下、「介護ロボット・ＩＣＴ導入支援事業実施要綱」という。）において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を対象とすること。

イ 介護ロボット・ＩＣＴ以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大６か月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は補助対象とならないこと。

ウ 事業実施に当たっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、介護ロボット・ＩＣＴ導入支援事業実施要綱を準用すること。

エ 大規模修繕と介護ロボット・ＩＣＴの導入との間に親和性があると認められること。

- (3) 介護職員の宿舎施設整備事業については、要綱別表１の対象施設の欄に規定する施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模以下であって、１定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）の33㎡以下に相当する額を限度とすること。

５ 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、次のとおりの取扱いとする。

- (1) 災害レッドゾーンとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第１項第８号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地とする。

- (2) 災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の土砂災害警戒区域

イ 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

- (7) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第１項又は第２項の洪水浸水想定区域、同法第14条の２第１項又は第２項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の３第１項の高潮浸水想定区域

- (4) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第３項第２号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第１項の津波災害警戒区域

- (7) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第１項の都市洪水想定区域、同法第32条第２項の都市浸水想定区域

- (3) 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、補助の対象としない。

- (4) 災害イエローゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、補助の対象としない。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

ア 土砂災害警戒区域または浸水深１メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の(7)から(5)の全てに

該当すること。

イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の(㍑)及び(㍒)に該当すること。

(㍑) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

(㍒) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市町において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市町の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

(㍓) 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

(㍔) 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定する被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

ウ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、要綱別表1に規定する地域密着型サービス等整備等助成事業のうち、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業及び空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業の対象としない。

第4 提出書類

要綱第4(1)キ、第6カ及び第7(1)カに規定する「その他知事が別に定める書類」とは、別表のとおりとする。

ただし、要綱第6に該当する場合は、変更されない書類の提出を省略できる。

第5 現地調査の実施

県は、必要に応じて現地調査を実施することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成27年8月25日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金交付要領（以下、「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 この要領の施行前に介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお旧要領の例による。

附 則（平成28年3月29日）

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成29年3月31日）

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則（平成30年9月21日）

この要領は、平成30年9月21日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（令和元年7月1日）

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に従前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和元年8月9日）

- 1 この要領は、令和元年8月9日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

2 この要領の施行前に従前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和2年3月31日）

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年7月31日）

この要領は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の要綱別表1及び別表2の規定（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（簡易陰圧装置の設置に係る事業及び換気設備の設置に係る事業に限る。）に係る部分に限る。）は、令和2年4月30日から適用する。

附 則（令和3年3月31日）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年4月2日）

この要領は、令和3年4月2日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年9月7日）

この要領は、令和3年9月7日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年3月25日）

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年9月30日）

この要領は、令和4年9月30日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年3月31日）

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年9月12日）

この要領は、令和5年9月12日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表

事業の区分	書 類
地域密着型サービス等整備等助成事業	ア 詳細事業計画書（別記様式第4－1号）（交付申請時に限る。） イ 施設配置図、各階平面図及び立面図 ウ 整備内容の分かる図面、資料、整備前の施設の写真等（空き家を活用し、かつ、施設を創設し、又は増床する事業に限る。） エ 施設の面積表 オ 工事費費目別明細表 カ 整備工程表（交付申請時及び変更承認申請時に限る。） キ 市町整備計画書（交付申請時に限る。） ク 変更詳細事業計画書（別記様式第4－1号）（変更承認申請時に限る。） ケ 詳細事業実績書（別記様式第4－1号）（実績報告時に限る。） コ 工事契約金額報告書（別記様式第5号）（実績報告時に限る。） サ 建築基準法に規定する検査に係る検査済み証の写し（実績報告時に限る。） シ 所轄消防によるスプリンクラー設備の設置に係る検査済み証の写し（設置義務のある施設、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係る実績報告時に限る。） ス 工事契約書及び変更工事契約書の写し（実績報告時に限る。） セ 施設の状況が分かる写真（外観、内部）（実績報告時に限る。） ソ 開設等を証する書類（事業所指定通知書又は開設許可書等の写し）（実績報告時に限る。） タ その他参考となる資料

	なお、介護サービス提供体制整備促進事業を行う法人その他の団体に対して市町が補助する場合については、コの手書類の提出を要しない。
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業を除く。）	ア 詳細事業計画書（別記様式第4－1号）（介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する施設の開設準備に係る事業及び介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換する施設の開設準備に係る事業にあつては、別記様式第4－3号）（交付申請時に限る。） イ 対象経費費目別明細表 ウ 整備工程表（交付申請時及び変更承認申請時に限る。） エ 変更詳細事業計画書（別記様式第4－1号）（介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する施設の開設準備に係る事業及び介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換する施設の開設準備に係る事業にあつては、別記様式第4－3号）（変更承認申請時に限る。） オ 詳細事業実績書（別記様式第4－1号）（介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する施設の開設準備に係る事業及び介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換する施設の開設準備に係る事業にあつては、別記様式第4－3号）（実績報告時に限る。） カ 納品書等対象経費の詳細を証する書類（実績報告時に限る。） キ 購入した備品等の写真（実績報告時に限る。） ク 開設、転換等を証する書類（事業所指定通知書、開設許可書等の写し等）（実績報告時に限る。） ケ その他参考となる資料 なお、介護サービス提供体制整備促進事業を行う法人その他の団体に対して市町が補助する場合については、カの手書類の提出を要しない。
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業に限る。）	ア 詳細事業計画書（別記様式第4－2号）（交付申請時に限る。） イ 工事費費目別明細表又は対象経費費目別明細表 ウ 整備工程表（交付申請時及び変更承認申請時に限る。） エ 変更詳細事業計画書（別記様式第4－2号）（変更承認申請時に限る。） オ 詳細事業実績書（別記様式第4－2号）（実績報告時に限る。） カ 工事契約書及び変更工事契約書の写し、納品書等対象経費の詳細を証する書類（実績報告時に限る。） キ 導入した介護ロボット・ICT等の写真（実績報告時に限る。） ク 介護ロボット導入計画書又はICT導入事業計画書（交付申請時に限る。） ケ 介護ロボット導入変更計画書又はICT導入事業変更計画書（変更承認申請時に限る。） コ 介護ロボット導入効果報告書（実績報告時に限る。） サ その他参考となる資料 なお、ICTを導入する場合には、コの手書類の提出を要しない。また、介護サービス提供体制整備促進事業を行う法人その他の団体に対して市町が補助する場合については、カの手書類の提出を要しない。
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	ア 詳細事業計画書（別記様式第4－3号）（交付申請時に限る。） イ 施設配置図、各階平面図及び立面図 ウ 整備内容の分かる図面、資料、整備前の施設の写真等 エ 施設の面積表 オ 工事費費目別明細表又は対象経費費目別明細表 カ 整備工程表（交付申請時及び変更承認申請時に限る。） キ 市町整備計画書（交付申請時に限る。）

	ク 変更詳細事業計画書（別記様式第４－３号）（変更承認申請時に限る。） ケ 詳細事業実績書（別記様式第４－３号）（実績報告時に限る。） コ 工事契約金額報告書（別記様式第５号）（実績報告時に限る。） サ 建築基準法に規定する検査に係る検査済み証の写し（実績報告時に限る。） シ 所轄消防によるスプリンクラー設備の設置に係る検査済み証の写し（実績報告時に限る。） ス 工事契約書及び変更工事契約書の写し、納品書等対象経費の詳細を証する書類（実績報告時に限る。） セ 整備後の施設の状況が分かる写真（外観、内部）（実績報告時に限る。） ソ 開設、転換等を証する書類（事業所指定通知書、開設許可書等の写し等）（実績報告時に限る。） なお、介護サービス提供体制整備促進事業を行う事業者に対して県が直接補助する場合については、キの提出を要しない。また、介護サービス提供体制整備促進事業を行う法人その他の団体に対して市町が補助する場合については、コの本書類の提出を要しない。
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	ア 詳細事業計画書（別記様式第４－４号）（交付申請時に限る。） イ 整備内容の分かる図面、資料、整備前の施設の写真等 ウ 工事費費目別明細表又は対象経費費目別明細表 エ 整備工程表（交付申請時及び変更承認申請時に限る。） オ 変更詳細事業計画書（別記様式第４－４号）（変更承認申請時に限る。） カ 詳細事業実績書（別記様式第４－４号）（実績報告時に限る。） キ 工事契約書及び変更工事契約書の写し、納品書等対象経費の詳細を証する書類（実績報告時に限る。） ク 整備後の施設の状況（外観、内部）が分かる写真又は購入した備品等の写真（実績報告時に限る。） ケ 差圧計が確認できる書類（簡易陰圧装置の設置に係る事業に限る。実績報告時に限る。） コ その他参考となる資料 なお、介護サービス提供体制整備促進事業を行う法人その他の団体に対して市町が補助する場合については、キの本書類の提出を要しない。
介護職員の宿舎施設整備事業	ア 詳細事業計画書（別記様式第４－５号）（交付申請時に限る。） イ 宿舎配置図、各階平面図及び立面図 ウ 整備内容の分かる図面、資料、整備前の建物の写真等（空き家等の既存建物を改修する場合に限る。） エ 宿舎の面積表 オ 工事費費目別明細表 カ 整備工程表（交付申請時及び変更承認申請時に限る。） キ 変更詳細事業計画書（別記様式第４－５号）（変更承認申請時に限る。） ク 詳細事業実績書（別記様式第４－５号）（実績報告時に限る。） ケ 工事契約金額報告書（別記様式第５号）（実績報告時に限る。） コ 建築基準法に規定する検査に係る検査済み証の写し（実績報告時に限る。） サ 所轄消防によるスプリンクラー設備の設置に係る検査済み証の写し（設置義務のある建物の整備に係る実績報告時に限る。） シ 工事契約書及び変更工事契約書の写し（実績報告時に限る。） ス 宿舎の状況が分かる写真（外観、内部）（実績報告時に限る。） セ 宿舎の家賃が近傍類似の家賃と比較して低廉であることを説明する書類（実績報告時に限る。） ソ その他参考となる資料

第 号

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

市町長 氏 名

年度介護サービス提供体制整備促進事業の実施状況報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 交付精算額

金額 円

2 添付書類

(1)歳入歳出決算（見込）書抄本

(2)別記様式第 2 号

(3)別記様式第 3 号

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

(別記様式第2号)

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
地域密着型特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホーム併設する 認知症対応型介護事業所	人	人	人	人	人	人	人
小規模介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模介護療養所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
小規模軽費老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型通所介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイ	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模介護付きホーム	人	人	人	人	人	人	人
空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業							
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型通所介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業							
大規模特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
大規模介護老人保健施設	人	人	人	人	人	人	人
大規模介護療養所	人	人	人	人	人	人	人
大規模養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
大規模軽費養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
合算計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
大規模特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
大規模特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
大規模介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
大規模介護療養院	人	人	人	人	人	人	人
大規模軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
大規模養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
大規模介護付きホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
訪問介護事業所(大規模化や平準化型事業所の設置)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模介護療養院	人	人	人	人	人	人	人
小規模軽費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
看護小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模介護付きホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
定額訪問・臨時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する施設の開設準備に係る事業及び介護療養型老人保健施設から介護療養院へ転換する施設の開設準備に係る事業(施設種別欄については、転換先の施設の種別を記載する。)							
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業							
大規模特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
大規模特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
大規模介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
大規模介護療養院	人	人	人	人	人	人	人
大規模軽費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
大規模養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
大規模介護付きホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模介護療養院	人	人	人	人	人	人	人
小規模軽費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	人	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
看護小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模介護付きホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
定額訪問・臨時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
特別養護老人ホーム(多床室に係る部分に限る。)をプライバシーの保護のため改修する事業							
大規模特別養護老人ホーム及び併設する施設入所生活介護事業所	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	人	人	人	人	人	人	人
プライバシー保護定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する事業及び介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換する事業 (施設種別欄については、転換先の施設の種別を記載する。)							
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等における看取り環境の整備に係る事業							
大規模特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
大規模介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
大規模介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
大規模養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
大規模軽養老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
大規模介護付きホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域密着型特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模軽養老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模介護付きホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(4)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

事業区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
簡易陰圧装置の設置に係る事業	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る事業							
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
従来型個室・多床室のゾーニング	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
家族面会室の整備等	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
多少室の個室化に要する改修に係る事業	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(5)介護職員の宿舎施設整備事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
大規模特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
大規模介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
大規模介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
大規模軽費老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
大規模介護付きホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域密着型特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模軽費老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模介護付きホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
整備か所数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)複数の施設の介護職員用の宿舎を整備する場合は、両方の施設種別に計上すること。

(別記様式第3号)

(1) 年度における整備状況について(地域密着型サービス等整備等助成事業分)

市町名: _____

番号	A 整備の計画(年度当初)						B 整備の実績(決算時)									当該事業のための基金 積立年度	備 考
	市町名	事業区分	施設種別	整備区分	定員数 (人)	着工(予定) 年月日	設置主体名	運営主体名	施設・ 事業所名	定員数 (人)	総事業費 (千円)	延床面積 (㎡)	竣工 年月日	補助単価 (千円)	補助額 計 (千円)		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
合計					0					0	0					0	

- ・「地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備等助成事業)」の対象施設について、記載すること。
- ・施設種別ごとに、定員数等を記載すること(基金・交付金を活用せず事業者が全額自己財源によって整備するものを含む)。
- ・「A 整備の計画(年度当初)」欄には、年度当初の整備計画について、「B 整備の実績(決算時)」欄には、基金の決算時の整備実績について記載すること。
- ・「A 整備の計画(年度当初)」に記載した定員数等に対して、設置主体等が複数あるような場合は、当該番号に枝番号を付して、列を追加して追記すること(例:番号1-1,1-2)。
- ・「整備区分」欄は、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業若しくは空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業については、「創設」、「増床」、「改築」、「増改築」のいずれかを記載し、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業については、「大規模修繕」又は「耐震化」を記載すること。
- ・「定員数(人)」欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員を記載すること。
- ・「着工(予定)年月日」欄には、工事に着工する年月日(予定)を記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称を記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「延床面積(㎡)」欄は、当該建物について記載すること。
- ・「竣工年月日」欄には、当該建物が完成した年月日を記載すること。なお、決算時に当該建物が未完成であり、事業が継続中の場合は記載を要せず、その旨備考欄へ記載すること。
- ・「補助単価(千円)」欄には、地域密着型特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(ケアハウス、29名以下)は1床あたり単価を、それ以外は1施設あたり単価を記載すること。なお、全額自己財源の場合、記載を要しないこと。
- ・「補助額 計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。なお、全額自己財源の場合は、記載を要せず、また、基金による補助額の合計は、(1)表と一致させること。
- ・「備考」欄には、合築・併設の場合には「ア」を、空き家を活用し、かつ、施設を創設し、又は増床する事業の場合には「イ」を記載すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
- ・当該表は、電子媒体でも提出すること。

(2) 年度における執行状況について
(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業分)

市町名: _____

番号	事業の実績(決算時)												当該事業の ための基金積 立年度	備 考
	市町名	事業区分	施設種別	設置主体名	運営主体名	施設・ 事業所名	定員数 (人)	着工等(予定) 年月日	事業開始 年月日	総事業費 (千円)	補助単価 (千円)	補助額 計 (千円)		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
合計							0			0		0		

- ・「地域医療介護総合確保基金(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)」の対象施設について、記載すること。
- ・施設種別ごとに、定員数等を記載すること。
- ・「事業区分」欄は、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業にあつては「ア」と、大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業にあつては「イ」と記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称を記載すること。
- ・「定員数(人)」欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員を記載すること。
- ・「着工(予定)年月日」欄には、当該施設等の開設準備等に必要となる期間の開始日を記載すること。
- ・「事業開始年月日」欄には、当該施設の事業の開始年月日を記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「補助単価(千円)」には、「事業区分」で定めている補助単価を記載すること。
- ・「補助額 計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
- ・当該表は、電子媒体でも提出すること。

(3) 年度における執行状況について(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

市町名: _____

番号	整備の実績(決算時)														当該事業のための基金積立年度	備 考
	市町名	事業区分	施設種別	改修等の種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	総事業費(千円)	延床面積(m ²)	着工(予定)年月日	竣工年月日	補助単価(千円)	補助額 計(千円)		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
合計								0						0		

- ・「地域医療介護総合確保基金(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)」の対象施設について、記載すること。
- ・施設種別ごとに、定員数等を記載すること。
- ・「事業区分」欄は、特別養護老人ホーム(多床室に係る部分に限る。)をプライバシーの保護のため改修する事業にあつては「ア」と、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する事業にあつては「イ」と、介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換する事業にあつては「ウ」と、介護施設等における看取り環境の整備に係る事業にあつては「エ」と記載すること。
- ・「施設種別」欄は、介護療養型医療施設の転換に関する事業及び介護療養型老人保健施設の転換に関する事業の場合は、転換後の施設名を記載すること。
- ・「改修等の種別」欄は、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する事業及び介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換する事業にあつては、「転換創設」、「転換改築」、「転換改修」のいずれかを記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称を記載すること。
- ・「定員数(人)」「延床面積(m²)」欄は、改修事業の場合については、改修を行った床数及びその延べ床面積について記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「着工(予定)年月日」欄には、工事に着工する年月日(予定)又は、当該施設等の開設準備に必要な期間の開始日等を記載すること。
- ・「竣工年月日」欄には、当該建物が完成した年月日を記載すること。なお、決算時に当該建物が未完成であり、事業が継続中の場合は記載を要さず、その旨備考欄へ記載すること。
- ・「補助単価(千円)」には、「事業区分」で定めている補助単価を記載すること。
- ・「補助額 計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
- ・当該表は、電子媒体でも提出すること。

(4) 年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要綱」に基づく執行状況について(介護施設等における新型コロナウイルス感染症大防止対策支援事業)

市町名: _____

番号	整備の実績(決算時)																							当該事業のための基金積立年度	備 考	
	共通				ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業				従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業				家族面会室の整備等に係る事業				多床室の個室化に要する改修に係る事業					共通				
	事業区分	施設種別	所在 市町名	施設・事業所名	台数	施設種別	所在 市町名	施設・事業所名	箇所数	施設種別	所在 市町名	施設・事業所名	箇所数	施設種別	所在 市町名	施設・事業所名	施設種別	所在 市町名	施設・事業所名	定員数	事業開始 年月日	総事業費 (千円)	補助額 計 (千円)			
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										
合計																										

・「地域医療介護総合確保基金(介護施設等における新型コロナウイルス感染症大防止対策支援事業)」の実施状況について、記載すること。
・「事業区分」欄は、療養型施設等の設置に係る事業にあっては「ア」と、ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業にあっては「イ」と、従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業にあっては「ロ」と、家族面会室の整備等に係る事業にあっては「ス」と、多床室の個室化に要する改修に係る事業にあっては、「オ」と記載すること。
・事業区分に応じて「療養型施設等の設置」「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング」「従来型個室・多床室のゾーニング」「家族面会室の整備等」「多床室の個室化に要する改修」のいずれかの欄及び「共通」欄に記載すること。
・「事業開始年月日」欄には、当該施設等事業の開始年月日を記載すること。
・「補助額 計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。
・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
・当表は、電子媒体でも提出すること。

(5)

年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について(介護職員の宿舎施設整備事業)

市町名: _____

番号	整備の実績(決算時)													当該事業のための基金積立年度	備考
	管内市町名	対象施設種別	整備区分	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	対象施設の定員数(人)	宿舎施設の定員数(人)	総事業費(千円)	延床面積(㎡)	竣工年月日	補助基準額(千円)	補助額計(千円)		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
合計															

- ・「地域医療介護総合確保基金(介護職員の宿舎施設整備事業)」の対象施設について、記載すること。
- ・対象施設種別ごとに、定員数等を記載すること。
- ・「整備区分」欄は、「創設」、「増築」、「改築」、「増改築」、「改修」のいずれかを記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、宿舎を利用する職員が勤務する施設等の名称を記載すること。
- ・「定員数(人)」「延床面積(㎡)」欄は、改修事業の場合については、改修を行った床数及びその延べ床面積について記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「竣工年月日」欄には、当該建物が完成した年月日を記載すること。なお、決算時に当該建物が未完成であり、事業が継続中の場合は記載を要さず、その旨備考欄へ記載すること。
- ・「補助額 計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
- ・当該表は、電子媒体でも提出すること。

別記様式第4－1号(用紙 日本産業規格A4縦型)

詳細事業計画書(変更詳細事業計画書、詳細事業実績書)

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合 計
人	人	人

- (6) 本体にあたる施設の名称、所在地、施設種類等(施設内保育施設の場合に限る。)

2 施設整備に係る事業計画

- (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。)

- (ア) 敷地面積 m^2
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定地の別))
- (ロ) 施設整備の区分(創設、増床、改築、増改築の別)
- (ハ) 建物の面積 建築面積 m^2 、延べ面積 m^2
- (ニ) 建物の構造(造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建設の面積 建築面積 m^2 、延べ面積 m^2
- (イ) 建物の構造(造)
- (ロ) 建築年月日
- (ハ) 補助金の区分(年度：国庫・民間・自己資金・その他)
- (ニ) 処分(取りこわし)年月日

ウ 仮設施設工事

(7) 建設の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²

(4) 建物の構造(造)

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 円

イ 工事事務費 円

ウ 小計(本体工事費) 円

エ 解体撤去工事費及び

仮設施設整備工事費

(解体撤去工事費) 円

(仮設施設整備工事費) 円

オ その他の工事費 円

カ 合 計 円

(3) 財源内訳

ア 県費補助金 円

イ ○ ○ 補助金 円

ウ 設置者負担金 円

(内訳) 一般財源 円

地方債 円

借入金 円

寄附金 円

エ 合 計 円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(7) 直 営 ・ 請 負 の 別

(4) 着 工 年 月 日

(7) 完 了 年 月 日

キ 仮 設 施 設 工 事 関 係

(7) 直 営 ・ 請 負 ・ 賃 貸 借 の 別

(4) 工 事 期 間

(7) 仮 設 施 設 の 使 用 期 間

(5) そ の 他 参 考 事 項

(注) 変更詳細事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

別記様式第4－2号(用紙 日本産業規格A4縦型)

詳細事業計画書(変更詳細事業計画書、詳細事業実績書)

1 対象施設の概要

(1) 施設の種類、名称及び所在地

施設の種類	名称	所在地

(2) 設置主体及び経営主体

2 事業計画

(1) 事業内容

項目	内容
大規模修繕の内容、場所	
導入する介護ロボット・ ICTの名称、台数	

(2) 総事業費内訳(介護ロボット・ICTを導入する経費分)

ア 工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 備品購入費	円
エ 需用費(消耗品費)	円
オ 役務費(手数料)	円
カ 委託料	円
キ 賃借料	円
ク その他()	円
ケ 合計	円

(3) 財源内訳(介護ロボット・ICTを導入する経費分)

ア 県費補助金	円
イ 〇〇補助金	円
ウ 設置者負担金	円

(内訳)	一	般	財	源	円
	地	方	債		円
	借	入	金		円
	寄	附	金		円
エ 合			計		円

(4) 施 工 計 画

ア 契 約 年 月 日

イ 着手（発注）年月日

ウ 完了（納品）年月日

(5) そ の 他 参 考 事 項

（注） 変更詳細事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

別記様式第 4－3 号(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

詳細事業計画書(変更詳細事業計画書、詳細事業実績書)

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施 設 の 種 類
- (3) 転換後の施設の名称及び所在地(*)
- (4) 転換後の施設の種類(*)
- (5) 事業の目的及び効果
- (6) 設置主体及び経営主体
- (7) 入 所 定 員

現在定員	うち改修又は転換に係 る定員	改修又は転換後の施設 の定員
人	人	人

(*) 転換する事業の場合に記載する。

2 施設整備に係る事業計画

- (1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。)

- (ア) 敷 地 面 積 m^2
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定地の別))
- (ウ) 施設整備の区分
- (エ) 建 物 の 面 積 建築面積 m^2 、延べ面積 m^2
- (オ) 建 物 の 構 造(造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建 設 の 面 積 建築面積 m^2 、延べ面積 m^2
- (イ) 建 物 の 構 造(造)
- (ウ) 建 築 年 月 日
- (エ) 補助金の区分(年度：国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日

ウ 仮施設設工事

(7) 建設の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²

(4) 建物の構造(造)

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 円

イ 工事事務費 円

ウ 小計(本体工事費) 円

エ 解体撤去工事費及び

仮施設設整備工事費

(解体撤去工事費) 円

(仮施設設整備工事費) 円

オ その他の工事費 円

カ 需要費(修繕費) 円

キ 使用料 円

ク 賃借料 円

ケ 備品購入費 円

コ 合計 円

(3) 財源内訳

ア 県費補助金 円

イ ○ ○ 補助金 円

ウ 設置者負担金 円

(内訳) 一般財源 円

地方債 円

借入金 円

寄附金 円

エ 合計 円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着 工 年 月 日

エ 竣 工 年 月 日

オ 事 業 開 始 年 月 日

カ 解体撤去工事関係

(7) 直 営 ・ 請 負 の 別

(4) 着 工 年 月 日

(7) 完 了 年 月 日

キ 仮設施設工事関係

(7) 直営・請負・賃貸借の別

(4) 工 事 期 間

(7) 仮設施設の使用期間

(5) そ の 他 参 考 事 項

(注) 変更詳細事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

別記様式第4－4号(用紙 日本産業規格A4縦型)

詳細事業計画書(変更詳細事業計画書、詳細事業実績書)

1 対象施設の概要

(1) 施設の種類、名称及び所在地

施設の種類	名称	所在地

(2) 設置主体及び経営主体

2 事業計画

(1) 事業の内容

事業の内容	事業内容の詳細	
簡易陰圧装置の設置に係る事業 ※1	簡易陰圧装置を設置する場所、台数 (施設の種類ごとに記載すること)	
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業 ※2	ゾーニング環境を整備する場所、箇所数	
従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業 ※2	ゾーニング環境を整備する内容、場所、箇所数	
家族面会室の整備等に係る事業 ※2	家族面会室を整備等する場所、箇所数	
多床室の個室化に要する改修に係る事業 ※2	個室化する多床室の場所、整備する個室数	

※1 設置する(した)場所が確認できる資料(設置箇所を明示した平面図)、設置する(した)装置の概要が確認できる資料(カタログ等)を添付すること。移動可能な装置を購入する場合は、購入する(した)装置の概要が確認できる資料(カタログ等)を添付すること。

※2 整備内容が確認できる資料(平面図等)を添付すること。

(2) 総事業費内訳

ア 工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 備品購入費	円
エ 合計	円

(3) 財源内訳

ア 県費補助金	円
イ ○ ○ 補助金	円
ウ 設置者負担金	円
(内訳) 一般財源	円
地方債	円
借入金	円
寄附金	円
エ 合計	円

(4) 施工計画

ア 契約年月日
イ 着手（発注）年月日
ウ 完了（納品）年月日

(5) その他参考事項

(注) 変更詳細事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

別記様式第 4－5 号(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

詳細事業計画書(変更詳細事業計画書、詳細事業実績書)

1 対象宿舎の概要

- (1) 宿舎の名称及び所在地
- (2) 設置主体及び運営主体
- (3) 入居定員

現在定員	増加定員	合 計
人	人	人

- (4) 宿舎を利用する職員が勤務する施設の種類、名称、所在地、定員数及び職員数

施設の種類	名称	所在地	定員数	職員数 (年 月 日時点)
			人	人
			人	人
			人	人
計			人	人

- (5) 宿舎の家賃及び近傍類似の家賃

宿舎の家賃等	近傍類似の家賃等

※家賃以外に徴収する費用がある場合は、すべて記載すること。

2 宿 舎 整 備 に 係 る 事 業 計 画

- (1) 宿舎の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設宿舎工事費を除く。)

- (ア) 敷 地 面 積 m^2
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定地の別))
- (ウ) 宿舎整備の区分(創設、増築、改築、増改築、改修の別)

- (エ) 建物の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
 (オ) 建物の構造() 造)

イ 解体撤去工事(既存宿舎に係るもの)

- (7) 建設の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
 (イ) 建物の構造() 造)
 (ウ) 建築年月日
 (エ) 補助金の区分() 年度：国庫・民間・自己資金・その他)
 (オ) 処分(取りこわし)年月日

ウ 仮設宿舎工事

- (7) 建設の面積 建築面積 m²、延べ面積 m²
 (イ) 建物の構造() 造)

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 円
 イ 工事事務費 円
 ウ 小計(本体工事費) 円
 エ 解体撤去工事費及び
 仮設宿舎整備工事費
 (解体撤去工事費) 円
 (仮設宿舎整備工事費) 円
 オ その他の工事費 円
 カ 合計 円

(3) 財源内訳

- ア 県費補助金 円
 イ ○ ○ 補助金 円
 ウ 設置者負担金 円
 (内訳) 一般財源 円
 地方債 円
 借入金 円
 寄附金 円

エ 合 計 円

(4) 施 工 計 画

ア 直 営 ・ 請 負 の 別

イ 契 約 年 月 日

ウ 着 工 年 月 日

エ 竣 工 年 月 日

オ 事 業 開 始 年 月 日

カ 解 体 撤 去 工 事 関 係

(7) 直 営 ・ 請 負 の 別

(4) 着 工 年 月 日

(7) 完 了 年 月 日

キ 仮 設 宿 舎 工 事 関 係

(7) 直 営 ・ 請 負 ・ 賃 貸 借 の 別

(4) 工 事 期 間

(7) 仮 設 宿 舎 の 使 用 期 間

(5) そ の 他 参 考 事 項

(注) 変更詳細事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

別記様式第 5 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

名 称
代表者 氏 名
(市町にあっては、市町長 氏 名)

(施工業者)
名 称
代表者 氏 名

工事契約金額報告書

発注者(委託者) と請負者(受託者) は、
〇〇工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約) を次のとおり締結し施工したことを報告する。

	契約年月日	金 額
当初 工事請負契約	年 月 日	金 円
変更契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

(注) 個人以外のものにあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名